

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会  
の運営について（案）

平成 27 年 11 月 25 日  
デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会

デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会（以下「協議会」という。）  
の議事の運営に関しては、以下のとおりとする。

1. 議事及び資料の公開について

協議会の議事概要及び資料は、原則として、公開する。

2. 参考人の招致について

座長は、協議会の審議に必要があると認める時は、参考人を招致することができる。

3. 運営事項について

前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。